

高知県造林事業取扱要領の一部改正 新旧対照表

改正後	現 行
<p style="text-align: center;">高知県造林事業取扱要領</p> <p>第1～第3 [省略]</p> <p>(協定締結)</p> <p>第4 要綱第3条に定める事業のうち、<u>特定機能回復事業</u>の森林緊急造成、被害森林整備、重要インフラ施設周辺森林整備及び林相転換特別対策(特定スギ人工林)並びに面的複層林施業対象森林については、市町村と協定等を締結した場合に限り、補助金の交付を行うことができるものとする。(協定書への署名は、法人を除き、原則として森林所有者等の自筆署名とすること。)</p> <p>(1) 森林環境保全直接支援事業及び<u>特定機能回復事業</u>における樹下植栽等及び更新伐(別記1(1)を参考)の取扱については、<u>面的複層林施業の実施について(令和6年3月29日付け5林整整第925号林野庁長官通知)</u>による。</p> <p>(2) <u>特定機能回復事業</u>の森林緊急造成については、別記1(2)又は別記1(3)に準じた協定によることとする。ただし、施業を行った翌年度の初日から10年間は皆伐を禁止する旨の記載は必須とする。</p> <p>(3) <u>特定機能回復事業</u>の被害森林整備については、別記1(4)又は別記1(5)に準じた協定によることとする。ただし、施業を行った翌年度の初日から10年間は皆伐を禁止する旨の記載は必須とする。</p> <p>(4) <u>特定機能回復事業</u>の重要インフラ施設周辺森林整備については、別記1(6)又は別記1(7)に準じた協定によることとする。ただし、施業を行った翌年度の初日から10年間は皆伐を禁止する旨の記載は必須とする。また、事業を円滑に実施するため、事業実施主体とインフラ施設管理者等の役割分担や費用負担のあり方を明記するよう努めることとする。</p> <p><u>(5) 特定機能回復事業の林相転換特別対策(特定スギ人工林)については、別記1(8)又は別記1(9)に準じた協定によることとする。ただし、次のアからウの記載は必須とする。</u></p> <p><u>ア 伐採から植替えまでの一貫作業を実施すること。</u></p> <p><u>イ 植栽する苗木については、花粉の少ない品種とすること。</u></p> <p><u>ウ 施業を行った翌年度の初日から10年間は皆伐を禁止すること。</u></p>	<p style="text-align: center;">高知県造林事業取扱要領</p> <p>第1～第3 [省略]</p> <p>(協定締結)</p> <p>第4 要綱第3条に定める事業のうち、<u>特定森林再生事業</u>の森林緊急造成、被害森林整備及び重要インフラ施設周辺森林整備並びに長期育成循環施業対象森林については、市町村と協定等を締結した場合に限り、補助金の交付を行うことができるものとする。(協定書への署名は、法人を除き、原則として森林所有者等の自筆署名とすること。)</p> <p>(1) 森林環境保全直接支援事業及び<u>特定森林再生事業</u>における樹下植栽等及び更新伐(別記1(1)を参考)の取扱については、<u>長期育成循環施業の実施について(平成13年3月30日12林整整第718号林野庁長官通知)</u>による。</p> <p>(2) <u>特定森林再生事業</u>の森林緊急造成については、別記1(2)又は別記1(3)に準じた協定によることとする。ただし、施業を行った翌年度から10年間は皆伐を禁止する旨の記載は必須とする。</p> <p>(3) <u>特定森林再生事業</u>の被害森林整備については、別記1(4)又は別記1(5)に準じた協定によることとする。ただし、施業を行った翌年度から10年間は皆伐を禁止する旨の記載は必須とする。</p> <p>(4) <u>特定森林再生事業</u>の重要インフラ施設周辺森林整備については、別記1(6)又は別記1(7)に準じた協定によることとする。ただし、施業を行った翌年度から10年間は皆伐を禁止する旨の記載は必須とする。また、事業を円滑に実施するため、事業実施主体とインフラ施設管理者等の役割分担や費用負担のあり方を明記するよう努めることとする。</p> <p><u>(5) [新設]</u></p>

第5 [省略]

(帳簿等の整理保存)

第6 事業主体及び取扱機関は、原則として造林補助事業に関する次の関係書類を、当該事業完了の翌年度の初日から起算して5年間保管しなければならない。

(1)～(7) [省略]

第7～第10 [省略]

(補助金の交付申請)

第11 補助金の交付申請書を提出しようとする場合は、次の書類を綴り、又は電子データを取りまとめ、事業ごとの採択要件を満たしているか確認し提出するものとする。

また、木材増産推進課で作成した造林補助金システムにより出力した申請データファイルを、補助金交付申請書に添付するものとする。

(1) 事業主体が直接交付申請を行う場合

ア [省略]

イ [省略]

ウ 1件ごとの証拠書類

(ア) [省略]

(イ) [省略]

(ウ) 搬出材積集計表 (第4号様式)

森林環境保全直接支援事業及び特定機能回復事業で実施する間伐、更新伐又は特殊地拵え若しくは機能回復整備事業で実施する花粉発生源植替えに限るものとする。

記載する材積については、市場等における搬入先の仕切書及び伝票等によるものとし、森林所有者及び施行箇所が確認できるものとする。ただし、自社(系列会社を含む。)の市場及び製材所(森林組合においては自ら運営するもの。)若しくは製材所等との直接取引による場合は、第6の(7)によるものとする。

搬出材積には、チップ材を含めることができるが、この場合の材積換算は、1トン当た

第5 [省略]

(帳簿等の整理保存)

第6 事業主体及び取扱機関は、原則として造林補助事業に関する次の関係書類を、当該事業完了の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(1)～(7) [省略]

第7～第10 [省略]

(補助金の交付申請)

第11 補助金の交付申請書を提出しようとする場合は、次の書類を綴り、事業ごとの採択要件を満たしているか確認し提出するものとする。

また、木材増産推進課で作成した造林補助金システムにより出力した申請データファイルを、補助金交付申請書に添付するものとする。

(1) 事業主体が直接交付申請を行う場合

ア [省略]

イ [省略]

ウ 1件ごとの証拠書類

(ア) [省略]

(イ) [省略]

(ウ) 搬出材積集計表 (第4号様式)

森林環境保全直接支援事業及び特定森林再生事業で実施する間伐、更新伐又は特殊地拵え若しくは機能回復整備事業で実施する花粉発生源植替えに限るものとする。

記載する材積については、市場等における搬入先の仕切書及び伝票等によるものとし、森林所有者及び施行箇所が確認できるものとする。ただし、自社(系列会社を含む。)の市場及び製材所(森林組合においては自ら運営するもの。)若しくは製材所等との直接取引による場合は、第6の(7)によるものとする。

搬出材積には、チップ材を含めることができるが、この場合の材積換算は、1トン当た

り1. 2㎡とする。

(エ) [省略]

(オ) [省略]

(カ) [省略]

(キ) [省略]

(ク) その他

(i) 森林環境保全直接支援事業及び特定機能回復事業で実施する間伐、更新伐又は特殊地拵え若しくは機能回復整備事業で実施する花粉発生源植替えにおいて、架線系の標準単価を適用しようとする場合は、その作業システムが確認できるものを施行地ごとに次のとおり撮影すること。また、位置情報が記録されるように撮影すること。

①撮影枚数

[省略]

②写真内容

[省略]

(ii) [省略]

(ケ) [省略]

エ [省略]

(2)～(3) [省略]

(交付申請書の添付書類)

第12 第11の(1)のウの(ケ)及び(2)のウの(ケ)並びに(3)のウの(ケ)に定めるその他の証拠書類は、次のとおりとする。

(1)～(8) [省略]

(9) [削除]

(9) 森林作業道の整備を行う場合は、森林作業道作設に係るチェックリスト。(第17号様式)

(10) 特定機能回復事業の林相転換特別対策(特定スギ人工林)で実施する一貫作業又は機能回復整備事業で実施する花粉発生源植替えにおいては、林業種苗法第18条に基づき苗木に添付され

り1. 2㎡とする。

(エ) [省略]

(オ) [省略]

(カ) [省略]

(キ) [省略]

(ク) その他

(i) 森林環境保全直接支援事業及び特定森林再生事業で実施する間伐、更新伐又は特殊地拵え若しくは機能回復整備事業で実施する花粉発生源植替えにおいて、架線系の標準単価を適用しようとする場合は、その作業システムが確認できるものを施行地ごとに次のとおり撮影すること。また、位置情報が記録されるように撮影すること。

①撮影枚数

[省略]

②写真内容

[省略]

(ii) [省略]

(ケ) [省略]

エ [省略]

(2)～(3) [省略]

(交付申請書の添付書類)

第12 第11の(1)のウの(ケ)及び(2)のウの(ケ)並びに(3)のウの(ケ)に定めるその他の証拠書類は、次のとおりとする。

(1)～(8) [省略]

(9) 機能回復整備事業で実施する花粉発生源植替えにおいて、当該施業が森林経営計画に基づかない場合にあつては、森林経営計画の作成に関する同意書(別記6)。ただし、申請箇所について、森林経営計画等を既に樹立している場合はこの限りではない。

(9) [新設]

(10) 機能回復整備事業で実施する花粉発生源植替えにおいては、林業種苗法第18条に基づき苗木に添付された生産事業者表示表又は配布事業者表示表の写し。(花粉症対策苗木であることを示

<p>た生産事業者表示表又は配布事業者表示表の写し。<u>(花粉の少ない品種であることを示す種穂の採取場所や品種名が記載されているものに限る。)</u> <u>ただし、一貫作業において広葉樹を植栽する場合はこの限りではない。</u></p> <p><u>(11) 機能回復整備事業で実施する花粉発生源植替において、当該施業が森林経営計画に基づかない場合にあっては、森林経営計画の作成に関する同意書(別記6)。ただし、申請箇所について、森林経営計画等を既に樹立している場合はこの限りではない。</u></p> <p><u>(12) ～(15) [省略]</u></p> <p><u>(16) 環境負荷低減チェックシート(造林関係)。ただし、提出するチェックシートは実際に事業を行った者が記入したものとする。</u></p> <p>(竣工検査等)</p> <p>第13</p> <p>1～4 [省略]</p> <p>5 事務所長は、森林環境保全直接支援事業及び<u>特定機能回復事業</u>において、森林経営計画等に基づかない事業がある場合は森林経営計画の作成状況一覧表(第15号様式)を作成し、造林補助金検査調書等とあわせて木材増産推進課長に提出するものとする。</p> <p>第14～第17 [省略]</p> <p>附 則</p> <p>(適用年度)</p> <p>[省略]</p> <p><u>この要領は、令和6年6月13日から施行する。ただし、国の令和5年度事業については、従前の例によるものとする。</u></p> <p>第1号様式～第7号様式 [省略]</p>	<p>す種穂の採取場所や品種名が記載されているものに限る。)</p> <p><u>(11) [新設]</u></p> <p><u>(11) ～(14) [省略]</u></p> <p><u>(16) [新設]</u></p> <p>(竣工検査等)</p> <p>第13</p> <p>1～4 [省略]</p> <p>5 事務所長は、森林環境保全直接支援事業及び<u>特定森林再生事業</u>において、森林経営計画等に基づかない事業がある場合は森林経営計画の作成状況一覧表(第15号様式)を作成し、造林補助金検査調書等とあわせて木材増産推進課長に提出するものとする。</p> <p>第14～第17 [省略]</p> <p>附 則</p> <p>(適用年度)</p> <p>[省略]</p> <p><u>[新設]</u></p> <p>第1号様式～第7号様式 [省略]</p>
--	--

第8号様式

令和 年度 造林補助金配布通知書

年 月 日

(事業主体) 様

代理人

さきに申請のあった令和 年度造林事業費補助金について今回補助金が決定、交付されました。

つきましてはさきに依頼を受けた条項に基づき、下記のとおり精算の上配布することとなりましたので通知します。

なお、補助金の交付には条件が付されていますので遵守されるよう併せて通知します。

記

1 補助金額

2 配付方法

[省略]

3 交付条件

(1) [省略]

(2) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を、造林補助事業の完了年度の翌年度の初日から起算して5ヶ年間整理保管しなければならない。

(3) 補助事業の完了年度の翌年度の初日から起算して5年以内(特定機能回復事業の森林緊急造成、被害森林整備、重要インフラ施設周辺森林整備及び林相転換特別対策(特定スギ人工林)にあっては、事業の実施後10年を経過するまでの間)に当該補助事業の施行地を森林以外の用途に転用(補助事業の施行地を売り渡し、若しくは譲渡し、又は賃貸権、地上権等の設定をした後、当該補助事業の施行地が森林以外の用途へ転用される場合を含む。)をする行為又は補助事業施行地上の立木竹の全面伐採除去を行う行為(森林作業道整備事業のにより整備した施設の維持管理のために必要な行為を除く。)並びに補助事業で開設し、又は改良した

第8号様式

令和 年度 造林補助金配布通知書

年 月 日

(事業主体) 様

代理人

さきに申請のあった令和 年度造林事業費補助金について今回補助金が決定、交付されました。

つきましてはさきに依頼を受けた条項に基づき、下記のとおり精算の上配布することとなりましたので通知します。

なお、補助金の交付には条件が付されていますので遵守されるよう併せて通知します。

記

1 補助金額

2 配付方法

[省略]

3 交付条件

(1) [省略]

(2) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を、造林補助事業の完了年度の翌年度から起算して5ヶ年間整理保管しなければならない。

(3) 補助事業の完了年度の翌年度から起算して5年以内(特定森林再生事業の森林緊急造成、被害森林整備及び重要インフラ施設周辺森林整備にあっては、事業の実施後10年を経過するまでの間)に当該補助事業の施行地を森林以外の用途に転用(補助事業の施行地を売り渡し、若しくは譲渡し、又は賃貸権、地上権等の設定をした後、当該補助事業の施行地が森林以外の用途へ転用される場合を含む。)をする行為又は補助事業施行地上の立木竹の全面伐採除去を行う行為(森林作業道整備事業のにより整備した施設の維持管理のために必要な行為を除く。)並びに補助事業で開設し、又は改良した森林作業道の全部又は一部の転用若しくは用途

森林作業道の全部又は一部の転用若しくは用途変更する行為その他補助目的を達成することが困難となる行為をしようとする場合は、あらかじめ知事にその旨を届け出ること。

なお、転用の制限については別記5のとおり。

(4) [省略]

(5) 森林経営計画の対象森林を含む林班内で森林経営計画に基づいて実施する間伐及び更新伐と一体的に実施した間伐及び更新伐の施行地について、事業完了の翌年度の初日までに森林経営計画の対象とならなかった場合は、その旨を知事に届け出ること。

(6) 特定間伐等促進計画又は経営管理実施権配分計画に基づいて実施した施行地と同一林班内に森林経営計画（森林経営計画が作成されているが、当該施業を実施する林分と合わせても林班計画が作成できない場合を除く。）、又は当該施業を実施した林分が存する区域内に林班計画若しくは森林経営計画が作成されている場合、事業完了の翌年度の初日までに森林経営計画の対象森林とならなかった場合は、その旨を知事に届け出ること。

(7) 補助事業の完了年度の翌年度の初日から起算して8年以内に当該補助事業で設置した駐車場の全部若しくは一部の転用又は補助金の交付の目的を達成することが困難となる行為をしようとする場合は、あらかじめ知事にその旨を届け出ること。

(8) 森林空間総合整備事業及び絆の森整備事業において取得した用地等については、取得した年度の翌年度の初日から起算して10年間、知事の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しないこと。ただし、やむを得ず補助金の交付の目的に反して使用等をしようとする場合は、知事に承認の申請をしなければならないこと。

(9) [省略]

(10) 伐採前特殊地帯及び特殊地帯を実施した場合、当該施行地につき、原則として、その翌年度の初日から起算して2年以内に植栽により更新を行わないときは、交付を受けた補助金相当額を返還すること。

(11) 更新伐又は花粉発生源植替えを行った場合であって、当該施行地につき、原則として、その翌年度の初日から起算して2年を経過して更新が確実に図られていないと知事が判断し、植栽（花粉発生源植替えの場合、花粉症対策苗木等であり、からコンテナ苗による植栽）により速やかに更新を図ることを指示したときにおいて、これに従わないときは、交付を受けた補助金相当額を返還すること。ただし、更新伐については、植栽以外の方法により確実に更新が図られると知事が認めたときは、この限りでない。

(12) 特定機能回復事業の森林保全再生整備を実施し、その行為に対して他の国庫補助事業による支援を受けた場合、当事業により交付を受けた補助金相当額を返還すること。

(13) 花粉発生源植替えの実施が森林経営計画に基づかない場合にあつては、補助金交付申請までに当該施業を実施した林分が森林経営計画の対象森林とならなかったとき又は事業完了年度の翌年度の初日までに当該施業を実施した林分が森林経営計画の対象森林とならなかったときは、交付を受けた補助金相当額を返還すること。

変更する行為その他補助目的を達成することが困難となる行為をしようとする場合は、あらかじめ知事にその旨を届け出ること。

なお、転用の制限については別記5のとおり。

(4) [省略]

(5) 森林経営計画の対象森林を含む林班内で森林経営計画に基づいて実施する間伐及び更新伐と一体的に実施した間伐及び更新伐の施行地について、事業完了の翌年度までに森林経営計画の対象とならなかった場合は、その旨を知事に届け出ること。

(6) 特定間伐等促進計画又は経営管理実施権配分計画に基づいて実施した施行地と同一林班内に森林経営計画（森林経営計画が作成されているが、当該施業を実施する林分と合わせても林班計画が作成できない場合を除く。）、又は当該施業を実施した林分が存する区域内に林班計画若しくは森林経営計画が作成されている場合、事業完了の翌年度までに森林経営計画の対象森林とならなかった場合は、その旨を知事に届け出ること。

(7) 補助事業の完了年度の翌年度から起算して8年以内に当該補助事業で設置した駐車場の全部若しくは一部の転用又は補助金の交付の目的を達成することが困難となる行為をしようとする場合は、あらかじめ知事にその旨を届け出ること。

(8) 森林空間総合整備事業及び絆の森整備事業において取得した用地等については、取得した年度の翌年度から起算して10年間、知事の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しないこと。ただし、やむを得ず補助金の交付の目的に反して使用等をしようとする場合は、知事に承認の申請をしなければならないこと。

(9) [省略]

(10) 伐採前特殊地帯及び特殊地帯を実施した場合、当該施行地につき、原則として、その翌年度から起算して2年以内に植栽により更新を行わないときは、交付を受けた補助金相当額を返還すること。

(11) 更新伐又は花粉発生源植替えを行った場合であつて、当該施行地につき、原則として、その翌年度から起算して2年を経過して更新が確実に図られていないと知事が判断し、植栽（花粉発生源植替えの場合、花粉症対策苗木等であり、からコンテナ苗による植栽）により速やかに更新を図ることを指示したときにおいて、これに従わないときは、交付を受けた補助金相当額を返還すること。ただし、更新伐については、植栽以外の方法により確実に更新が図られると知事が認めたときは、この限りでない。

(12) 特定森林再生事業の森林保全再生整備を実施し、その行為に対して他の国庫補助事業による支援を受けた場合、当事業により交付を受けた補助金相当額を返還すること。

(13) 花粉発生源植替えの実施が森林経営計画に基づかない場合にあつては、補助金交付申請までに当該施業を実施した林分が森林経営計画の対象森林とならなかったとき又は事業完了年度の翌年度までに当該施業を実施した林分が森林経営計画の対象森林とならなかったときは、交付を受けた補助金相当額を返還すること。

(14) 面的複層林施業通知に規定する更新伐の個別林分型において立木の材積が面的複層林施業協定又は森林環境保全整備事業計画に定める維持すべき立木の材積を下回ることとなる伐採を行ったとき、又は完了年度の初日から起算して10年以内に伐区の隣接区域において更新伐を実施したときは、交付を受けた補助金相当額を返還すること。

(15) ～(18) [省略]

(注) [省略]

第9号様式～第10号様式 [省略]

(14) 長期育成循環施業通知に規定する更新伐の個別林分型において立木の材積が長期育成循環施業協定又は森林環境保全整備事業計画に定める維持すべき立木の材積を下回ることとなる伐採を行ったとき、又は長期育成循環施業通知に規定する更新伐のモザイク林誘導型において施業実施年度から起算して5年以内に伐区の隣接区域において長期育成循環施業の一環として更新伐を実施したときは、交付を受けた補助金相当額を返還すること。

(15) ～(18) [省略]

(注) [省略]

第9号様式～第10号様式 [省略]

<p>第11号様式（補助金交付指令書）</p> <p style="text-align: right;">高知県指令 高木増第 号</p> <p style="text-align: center;">補助金交付決定通知書</p> <p style="text-align: center;">補助事業者名</p> <p>令和 年 月 日付けで補助金交付申請のあった令和 年度造林事業費補助金については、下記条件により金 円を交付することに決定したので通知する。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">高知県知事</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1～2 [省略]</p> <p>3 この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を、造林補助事業の完了年度の翌年度の初日から起算して5ヶ年間整理保管しなければならない。</p> <p>4 補助事業の完了年度の翌年度の初日から起算して5年以内（<u>特定機能回復事業</u>の森林緊急造成、被害森林整備、重要インフラ施設周辺森林整備及び林相転換特別対策（特定スギ人工林））にあつては、事業の実施後10年を経過するまでの間に当該補助事業の施行地を森林以外の用途に転用（補助事業の施行地を売り渡し、若しくは譲渡し、又は賃貸権、地上権等の設定をした後、当該補助事業の施行地が森林以外の用途へ転用される場合を含む。）をする行為又は補助事業の施行地上の立木竹の全面的な伐採除去を行う行為（森林作業道整備の事業により整備した施設の維持管理のために必要な行為を除く。）並びに補助事業で開設し、又は改良した森林作業道の全部又は一部の転用若しくは用途変更する行為その他補助目的を達成することが困難となる行為を使用とする場合は、あらかじめ知事にその旨を届け出るとともに、当該転用等（転用、用途変更又は伐採除去をいう。以下同じ。）に係る森林等につき交付を受けた補助金相当額を返還すること。</p>	<p>第11号様式（補助金交付指令書）</p> <p style="text-align: right;">高知県指令 高木増第 号</p> <p style="text-align: center;">補助金交付決定通知書</p> <p style="text-align: center;">補助事業者名</p> <p>令和 年 月 日付けで補助金交付申請のあった令和 年度造林事業費補助金については、下記条件により金 円を交付することに決定したので通知する。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">高知県知事</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1～2 [省略]</p> <p>3 この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を、造林補助事業の完了年度の翌年度から起算して5ヶ年間整理保管しなければならない。</p> <p>4 補助事業の完了年度の翌年度から起算して5年以内（<u>特定森林再生事業</u>の森林緊急造成、被害森林整備及び重要インフラ施設周辺森林整備）にあつては、事業の実施後10年を経過するまでの間に当該補助事業の施行地を森林以外の用途に転用（補助事業の施行地を売り渡し、若しくは譲渡し、又は賃貸権、地上権等の設定をした後、当該補助事業の施行地が森林以外の用途へ転用される場合を含む。）をする行為又は補助事業の施行地上の立木竹の全面的な伐採除去を行う行為（森林作業道整備の事業により整備した施設の維持管理のために必要な行為を除く。）並びに補助事業で開設し、又は改良した森林作業道の全部又は一部の転用若しくは用途変更する行為その他補助目的を達成することが困難となる行為を使用とする場合は、あらかじめ知事にその旨を届け出るとともに、当該転用等（転用、用途変更又は伐採除去をいう。以下同じ。）に係る森林等につき交付を受けた補助金相当額を返還すること。</p>
--	--

<p>5 [省略]</p> <p>6 森林経営計画の対象森林を含む林班内で森林経営計画に基づいて実施する間伐及び更新伐と一体的に実施した間伐及び更新伐の施行地について、事業完了の翌年度の初日までに森林経営計画の対象森林とならない場合、交付を受けた補助金相当額（査定係数180及び170が適用される事業のうち森林経営計画に基づくものであって、当該事業が査定係数90を適用される場合は、査定係数90を適用して算定される補助金相当額との差額）を返還すること。</p> <p>7 特定間伐等促進計画又は経営管理実施権配分計画に基づいて実施した施行地と同一林班内に森林経営計画が作成されている場合（森林経営計画が作成されているが、当該施業を実施する林分と合わせても林班計画が作成できない場合を除く。）、又は当該施業を実施した林分が存する森林法施行規則第33条第2号ロに定める区域内に林班計画若しくは区域計画が作成されている場合で、事業完了の翌年度の初日までに森林経営計画の対象森林とならない場合は、交付を受けた補助金相当額（査定係数180及び170が適用される事業のうち森林経営計画に基づくものであって、当該事業が査定係数90を適用される場合は、査定係数90を適用して算定される補助金相当額との差額）を返還すること。</p> <p>8 補助事業の完了年度の翌年度の初日から起算して、8年以内に当該補助事業で設置した駐車場の全部又は一部の転用又は補助目的を達成することが困難となる行為をしようとする場合には、あらかじめ知事にその旨を届けるとともに、当該補助金相当額を返還すること。</p> <p>9 森林空間総合整備事業、絆の森整備事業において取得した用地等については、取得後した年度の翌年度の初日から起算して10年以内に知事の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付けし、又は担保に供しないこと。ただし、やむを得ず補助金の交付の目的に反して使用等をしようとする場合は、知事に承認の申請をするとともに、当該補助金返還額を返還すること。</p> <p>10 [省略]</p> <p>11 伐採前特殊地存え及び特殊地存えを実施した場合、当該施行地につき、原則として、その翌年度の初日から起算して2年以内に植栽により更新を行わないときは、交付を受けた補助金相当額を返還すること。</p> <p>12 更新伐又は花粉発生源植替えを行った場合であって、当該施行地につき、原則として、その翌年度から起算して2年を経過して更新が確実に図られていないと知事が判断し、植栽（花粉発生源植替えの場合、花粉症対策苗木等であり、かつコンテナ苗による植栽）により速やかに更新を図ることを指示したときにおいて、これに従わないときは、交付を受けた補助金相当額を返還すること。ただし、確実に更新が図られると知事が認めたときは、この限りでない。</p> <p>13 特定機能回復事業の森林保全再生整備を実施し、その行為に対して他の国庫補助事業による支援を受けた場合、当事業により交付された補助金相当額を返還すること。</p> <p>14 [省略]</p> <p>15 面的複層林施業通知に規定する更新伐の個別林分型において立木の材積が面的複層林施業協</p>	<p>5 [省略]</p> <p>6 森林経営計画の対象森林を含む林班内で森林経営計画に基づいて実施する間伐及び更新伐と一体的に実施した間伐及び更新伐の施行地について、事業完了の翌年度までに森林経営計画の対象森林とならない場合、交付を受けた補助金相当額（査定係数180及び170が適用される事業のうち森林経営計画に基づくものであって、当該事業が査定係数90を適用される場合は、査定係数90を適用して算定される補助金相当額との差額）を返還すること。</p> <p>7 特定間伐等促進計画又は経営管理実施権配分計画に基づいて実施した施行地と同一林班内に森林経営計画が作成されている場合（森林経営計画が作成されているが、当該施業を実施する林分と合わせても林班計画が作成できない場合を除く。）、又は当該施業を実施した林分が存する森林法施行規則第33条第2号ロに定める区域内に林班計画若しくは区域計画が作成されている場合で、事業完了の翌年度までに森林経営計画の対象森林とならない場合は、交付を受けた補助金相当額（査定係数180及び170が適用される事業のうち森林経営計画に基づくものであって、当該事業が査定係数90を適用される場合は、査定係数90を適用して算定される補助金相当額との差額）を返還すること。</p> <p>8 補助事業の完了年度の翌年度から起算して、8年以内に当該補助事業で設置した駐車場の全部又は一部の転用又は補助目的を達成することが困難となる行為をしようとする場合には、あらかじめ知事にその旨を届けるとともに、当該補助金相当額を返還すること。</p> <p>9 森林空間総合整備事業、絆の森整備事業において取得した用地等については、取得後した年度の翌年度から起算して10年以内に知事の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付けし、又は担保に供しないこと。ただし、やむを得ず補助金の交付の目的に反して使用等をしようとする場合は、知事に承認の申請をするとともに、当該補助金返還額を返還すること。</p> <p>10 [省略]</p> <p>11 伐採前特殊地存え及び特殊地存えを実施した場合、当該施行地につき、原則として、その翌年度から起算して2年以内に植栽により更新を行わないときは、交付を受けた補助金相当額を返還すること。</p> <p>12 更新伐又は花粉発生源植替えを行った場合であって、当該施行地につき、原則として、その翌年度から起算して2年を経過して更新が確実に図られていないと知事が判断し、植栽（花粉発生源植替えの場合、花粉症対策苗木等であり、かつコンテナ苗による植栽）により速やかに更新を図ることを指示したときにおいて、これに従わないときは、交付を受けた補助金相当額を返還すること。ただし、確実に更新が図られると知事が認めたときは、この限りでない。</p> <p>13 特定森林再生事業の森林保全再生整備を実施し、その行為に対して他の国庫補助事業による支援を受けた場合、当事業により交付された補助金相当額を返還すること。</p> <p>14 [省略]</p> <p>15 長期育成循環施業通知に規定する更新伐の個別林分型において立木の材積が長期育成循環施</p>
--	---

定又は森林環境保全整備事業計画に定める維持すべき立木の材積を下回ることとなる伐採を行ったとき、又は完了年度の初日から起算して10年以内に伐区の隣接区域において更新伐を実施したときは、交付を受けた補助金相当額を返還すること。

16～19 [省略]

第12号様式～第16号様式 [省略]

業協定又は森林環境保全整備事業計画に定める維持すべき立木の材積を下回ることとなる伐採を行ったとき、又は長期育成循環施業通知に規定する更新伐のモザイク林誘導型において施業実施年度から起算して5年以内に伐区の隣接区域において長期育成循環施業の一環として更新伐を実施したときは、交付を受けた補助金相当額を返還すること。

16～19 [省略]

第12号様式～第16号様式 [省略]

森林作業道作設に係るチェックリスト

申請日： 年 月 日
 開設する者：
 森林の所在地：
 施工延長：

区分	チェック項目	申請者 チェック	
路線計画	① 路体は堅固に締め固めた土構造を基本とする。 ② 地形に沿った屈曲線形、排水を考慮した波形勾配とする。 ③ 林道や公道との接続地点、地形を考慮した接続方法を適切に決定する。 ④ 作設箇所は原則として35°未満とし、人家、施設、水源地などの保全対象がない箇所を基本とし、特に保全対象に直接被害を与える箇所は避け迂回方法を適切に決定する。 ⑤ 急傾斜地の0次谷を含む谷地形や破碎帯などを通過しなければならない場合は、区間を極力短くする。 ⑥ 溪流沿いからは離し、濁水や土砂が溪流へ直接、流入しないようにする。 ⑦ 作設箇所について、やむを得ず35°以上の箇所、保全対象が周囲に存在する箇所、一般的に崩壊しやすい箇所又は溪流沿いを通過する箇所は適切な構造物を設置する。 ⑧ 森林施業の効率化の観点だけでなく潰れ地となる小規模森林所有者にも配慮する。 ⑨ 環境への影響に配慮した必要最低限の路網密度となるよう配置する。 ⑩ 造材、積込み作業等を安全かつ効率的に行うための空間を適切に配置する。 ⑪ 希少な野生生物等が確認された場合は、路線計画や作業時期の変更等を検討・実施する。 ⑫ 森林法等に基づく届け出等の手続きについて、林務担当部局に確認する。	□	
施工	幅員	使用する林業機械と傾斜区分に対応して示されている幅員の目安に適合する。	□
	縦断勾配	① 集材作業を行う車両が、木材を積載し安全に上り走行・下り走行ができることを基本とする。 ② 集材作業を行う車両の自重、木材積載時の荷重バランス、エンジン出力等のほか、路面の固さ、土質による溜りやすさ、急勾配ほど路面浸食が起きやすくなること等を考慮する。 ③ 現地条件が良い場合は概ね10°以下とし、やむを得ない場合は短区間に限り概ね14°とする。 ④ 安全確保の観点から、急勾配区間と曲線部の組み合わせを避ける。	□

施工	排水施設	<ul style="list-style-type: none"> ① 路面水がまとまった流量とならない間隔で設置する。 ② 横断排水施設やカーブを利用して分散排水する。排水先がない場合は、側溝等により導水する。 ③ 排水溝は、原則として開きよとする。 ④ 小渓流の横断は、原則として洗い越し施工とする。 ⑤ 丸太やゴム板による横断排水施設は、林業機械等の重量などを考慮する。 ⑥ 排水はカーブ上部の入口部分で行い、曲線部への雨水の流入を避ける。 ⑦ コンクリート路面工等を設ける場合は、地山と路面工等の境界の侵食防止等の観点から横断排水施設を設置する。 ⑧ 横断排水施設の排水先には、水たたきを設置する。 ⑨ 転落事故防止のため、降坂区間やカーブで谷側を低くしない。 	<input type="checkbox"/>
	切土・盛土	<ul style="list-style-type: none"> ① 土質に応じた施工方法により実施する。 ② 幅員や土場等は必要最小限とし、残土処理を発生しないようにする。 ③ 残土は、盛土規制法等に則して適切に処分する。 	<input type="checkbox"/>
	切土	<ul style="list-style-type: none"> ① 切土高は 1.5m程度以内を基本とし、高い切土が連続しないよう施工する。 ② 切土のり面勾配は土砂の場合は6分、岩石の場合が3分を基本として施工する。 	<input type="checkbox"/>
	盛土	<ul style="list-style-type: none"> ① 数層に区分し、各層 30 cm程度の厚さとなるよう十分に締め固める。 ② 盛土のり面勾配は、概ね1割より緩い勾配とする。また、盛土高が2mを超える場合は、1割2分より緩い勾配とする。 ③ ヘアピンカーブでは、路面高と路線配置を精査し、盛土箇所を谷側に張り出す場合には、締固めを繰り返したり、構造物を設けたりするなどして、路体に十分な強度を持たせる。 ④ 沢、湧水箇所、地表水の局所的な流入箇所は、盛土を避け土場は設置しない。やむを得ない場合は排水施設を設置する。 ⑤ 盛土の土量が不足する場合は、当該盛土の前後の路床高の調整など縦方向での土量調整を行う。 	<input type="checkbox"/>
	曲線部	林業機械が安全に走行できるよう、内輪差や下り旋回時のふくらみを考慮した曲線部の拡幅を行う。	<input type="checkbox"/>
	構造物等	<ul style="list-style-type: none"> ① 構造物は、現地条件に応じた規格・構造とする。 ② 軟弱地盤を通過する際は、水抜き処理、側溝の設置等を行う。 ③ 森林作業道の作設に不向きな思ほくや粘土質のロームなどの箇所を通過する場合は、必要な路面支持力を得るため、砕石を施すなどの対策をとる。 ④ 火山灰土など一度掘り起こすと締め固めが効かない土質の箇所を掘削を行う場合は、火山灰土などの深さに応じて、剥ぎ取ったり深層と混ぜ合わせたり等の工夫をする。 ⑤ 2トン積トラックなど設置圧の高い車両が走行する場合には、荷重を分散させるため丸太組による路肩補強工を施工する。 	<input type="checkbox"/>

施工 伐 開	<ul style="list-style-type: none"> ① 斜面の方向や気象条件を考慮し、必要最小限の幅とする。 ② 幅は、土質条件や風衝を考慮して決定する。 ③ 路線沿いの立木は、できるだけ残す。 	<input type="checkbox"/>
周辺環境 への配慮	<p>人家、道路等の保全対象が周囲にある場合は作設しない。やむを得ず作設する場合は、土砂が流出したり、土石が周辺に転落したりしないよう、必要な対策をとる。</p>	<input type="checkbox"/>
管理	<ul style="list-style-type: none"> ① 一般車両の侵入を禁止するなどの適正な管理を行う。 ② 森林作業道の管理主体を明確にする。 	<input type="checkbox"/>

<p>別記1 (1)</p> <p>〇〇地区<u>面的複層林施業</u>の実施に係る協定 (例)</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この協定は、〇〇市町村長 (以下「甲」という。) が、別紙2に指定する〇〇地区森林所有者 (以下「乙」という。) の一団の森林 (以下「〇〇地区<u>面的複層林施業</u>団地」という。) において、<u>面的複層林施業</u>を計画的に実施し、もって森林の公益的機能の高度発揮が図られるよう、森林所有者との合意の下、誘導する将来的な森林状態、施業の方法、時期、必要な作業路網その他の施設の設置に関する事項を定め、これらに基づいた確実な森林施業を推進することを目的とする。</p> <p>(名称)</p> <p>第2条 その協定は、「〇〇地区<u>面的複層林施業</u>協定」(以下「協定」という。)</p> <p>第3条～第8条 [省略] [省略]</p> <p>別紙1 [省略]</p>	<p>別記1 (1)</p> <p>〇〇地区<u>長期育成循環施業</u>の実施に係る協定 (例)</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この協定は、〇〇市町村長 (以下「甲」という。) が、別紙2に指定する〇〇地区森林所有者 (以下「乙」という。) の一団の森林 (以下「〇〇地区<u>長期育成循環施業</u>団地」という。) において、<u>長期育成循環施業</u>を計画的に実施し、もって森林の公益的機能の高度発揮が図られるよう、森林所有者との合意の下、誘導する将来的な森林状態、施業の方法、時期、必要な作業路網その他の施設の設置に関する事項を定め、これらに基づいた確実な森林施業を推進することを目的とする。</p> <p>(名称)</p> <p>第2条 その協定は、「〇〇地区<u>長期育成循環施業</u>協定」(以下「協定」という。)</p> <p>第3条～第6条 [省略] [省略]</p> <p>別紙1 [省略]</p>
---	---

<p>別記1 (2)</p> <p style="text-align: center;"><u>特定機能回復事業</u> 森林緊急造成施業協定 (例)</p> <p>第1条～第12条 [省略] [省略]</p> <p>別紙1 [省略]</p>	<p>別記1 (2)</p> <p style="text-align: center;"><u>特定森林再生事業</u> 森林緊急造成施業協定 (例)</p> <p>第1条～第12条 [省略] [省略]</p> <p>別紙1 [省略]</p>
<p>別記1 (3)</p> <p style="text-align: center;"><u>特定機能回復事業</u> 森林緊急造成施業協定 (例)</p> <p>第1条～第11条 [省略] [省略]</p> <p>別紙1 [省略]</p>	<p>別記1 (3)</p> <p style="text-align: center;"><u>特定森林再生事業</u> 森林緊急造成施業協定 (例)</p> <p>第1条～第11条 [省略] [省略]</p> <p>別紙1 [省略]</p>
<p>別記1 (4)</p> <p style="text-align: center;"><u>特定機能回復事業</u> 被害森林整備施業協定 (例)</p> <p>第1条～第12条 [省略] [省略]</p> <p>別紙1 [省略]</p>	<p>別記1 (4)</p> <p style="text-align: center;"><u>特定森林再生事業</u> 被害森林整備施業協定 (例)</p> <p>第1条～第12条 [省略] [省略]</p> <p>別紙1 [省略]</p>
<p>別記1 (5)</p> <p style="text-align: center;"><u>特定機能回復事業</u> 被害森林整備施業協定 (例)</p> <p>第1条～第11条 [省略] [省略]</p> <p>別紙1 [省略]</p>	<p>別記1 (5)</p> <p style="text-align: center;"><u>特定森林再生事業</u> 被害森林整備施業協定 (例)</p> <p>第1条～第11条 [省略] [省略]</p> <p>別紙1 [省略]</p>

別記1 (6)

特定機能回復事業

重要インフラ施設周辺森林整備施業協定 (例)

第1条～第12条 [省略]
[省略]

別紙1 [省略]

別記1 (7)

特定機能回復事業

重要インフラ施設周辺森林整備施業協定 (例)

第1条～第11条 [省略]
[省略]

別紙1 [省略]

別記1 (6)

特定森林再生事業

重要インフラ施設周辺森林整備施業協定 (例)

第1条～第12条 [省略]
[省略]

別紙1 [省略]

別記1 (7)

特定森林再生事業

重要インフラ施設周辺森林整備施業協定 (例)

第1条～第11条 [省略]
[省略]

別紙1 [省略]

別記1 (8)

特定機能回復事業
林相転換特別対策（特定スギ人工林）施業協定（例）

（目的）

第1条 この協定は、林相転換特別対策（特定スギ人工林）施業協定（以下「協定」という。）と称し、〇〇森林組合（以下「甲」という。）が第3条に掲げる民有林において、森林所有者（以下「乙」という。）及び〇〇市（町村）（以下「丙」という。）との合意のもと、花粉発生源であるスギ人工林を伐採し、花粉の少ない品種や花粉症を発生させるおそれがないと認められる樹種へ植替えることで、花粉症対策に資することを目的とする。協定は、甲、乙及び丙の合意により締結する。

（協定の期間）

第2条 協定の有効期間は、協定の締結を行った日から令和〇〇年〇〇月〇〇日（施業の実施年度の翌年度の初日から10年間以上）までとする。

（協定の対象となる森林及び施業等）

第3条 協定の対象とする森林は、林相転換が必要な人工林のうち花粉発生源となるスギを主体とする人工林で、かつ、県において設定された「スギ人工林伐採重点区域」であり、別紙のとおりとする。

2 甲は、前項に掲げる森林において、伐採から植替えまでの一貫作業を実施するとともに、確実な森林造成のため必要に応じ、下刈りや獣害防止対策等を実施する。

3 一貫作業の実施に当たっては、「主伐時における伐採・搬出指針」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）を遵守するものとする。

4 植栽する苗木については、花粉の少ない品種とする。

5 乙は森林施業の実施後の翌年度の初日から起算して10年間は皆伐を行わないものとする。

（事業の実行）

第4条 甲は、前条に定めるところにより、誠意を持って事業を行うものとする。

（森林への立入及び施設の利用）

第5条 甲は、第3条に定める事業の実施のために必要があるときは、対象森林に随時立ち入り又は甲以外の者を立ち入らせ、あるいは対象森林の土地及び対象森林内に設置された作業路その他の施設を使用し又は甲以外の者に使用させることができる。

別記1 (8) [新設]

(費用の負担)

第6条 事業に要する費用については、甲及び乙が協議し決定する。

(協定を遵守するための措置)

第7条 丙は、第3条の森林施業等が計画的に実施されるよう指導及び助言を行うものとする。

(災害等による損害)

第8条 協定の期間中に、火災、天災その他、甲及び丙の責めに帰し得ない事由により対象森林等に生じた損害及び第三者に生じた損害については、甲及び丙はその責任を負わない。

2 第3条に基づき実施した施業により、対象森林の林相が著しく変化したり、又は立木その他に損害が生じた場合であっても、甲及び丙はその責任を負わない。

(協定に係る権利及び義務の継承等)

第9条 乙は、協定の期間中において対象森林等に地上権、質権、使用賃借による権利、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定（以下、「権利の設定」という。）をする場合又は対象森林等について売買、贈与、交換、出資等による所有権の移転（以下、「所有権の移転」という。）をする場合は、甲にその旨を届け出るものとする。この場合、乙は、権利の設定又は所有権の移転の相手方に、この協定に定める権利及び義務を承継させるものとする。

2 乙は、前項の規定による権利の設定又は所有権の移転に際して、この協定を解除する場合は前項後段の規定による所有権の移転の相手方へのこの協定に定める権利及び義務の承継がなされない場合は、第3条の整備のために要した費用を甲に支払わなければならない。

3 乙は、協定の期間中に氏名又は住所に変更があった場合は、速やかにこれを甲に書面で通知するものとする。

(協定に違反した場合の措置)

第10条 乙が第3条第5項又は第9条第1項の規定に違反したときは、乙は甲の請求に従い、第3条のために要した費用の支払いに応じなければならない。

(特別の事情による協定の失効)

第11条 次の各号においては、この協定は、その全部又は一部についてその効力を失う。

(1) 対象森林等の全部又は一部が、公共用又は公益事業の用に供されるとき。

(2) 火災、天災その他当事者の責めに帰し得ない事由により、対象森林の全部又は一部が滅失したとき。

(その他)

第12条 この協定の運営に関し、その他必要な事項は甲、乙、丙が協議のうえ、別に定める。

この協定の締結を証するため、協定書を3通作成し、甲、乙、丙が記名・押印して、各自その1通を所持する。

令和 年 月 日

(甲) 住所
〇〇森林組合
代表者 職・氏名
〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇 印

(乙) 住所
氏名 〇〇 〇〇 印

(丙) 〇〇市(町村)
〇〇市(町村)長 〇〇 〇〇 印

別紙1

協定の目的となる森林の区域、面積等及び施業の内容等

森林所有者名	森林の所在地	林小班及び施業番号	面積	樹種	林齢	施業内容	施業面積	実施時期	備考

別紙1 [新設]

別記1 (9)

特定機能回復事業
林相転換特別対策（特定スギ人工林）施業協定（例）

（目的）

第1条 この協定は、林相転換特別対策（特定スギ人工林）施業協定（以下「協定」という。）と称し、〇〇市（町村）（以下「甲」という。）が第3条に掲げる民有林において、森林所有者（以下「乙」という。）との合意のもと、花粉発生源であるスギ人工林を伐採し、花粉の少ない品種や花粉症を発生させるおそれがないと認められる樹種へ植替えることで、花粉症対策に資することを目的とする。協定は、甲、乙の合意により締結する。

（協定の期間）

第2条 協定の有効期間は、協定の締結を行った日から令和〇〇年〇〇月〇〇日（施業の実施年度の翌年度の初日から10年間以上）までとする。

（協定の対象となる森林及び施業等）

第3条 協定の対象とする森林は、林相転換が必要な人工林のうち花粉発生源となるスギを主体とする人工林で、かつ、県において設定された「スギ人工林伐採重点区域」であり、別紙のとおりとする。

2 甲は、前項に掲げる森林において、伐採から植替えまでの一貫作業を実施するとともに、確実な森林造成のため必要に応じ、下刈りや獣害防止対策等を実施する。

3 一貫作業の実施に当たっては、「主伐時における伐採・搬出指針」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）を遵守するものとする。

4 植栽する苗木については、花粉の少ない品種とする。

5 乙は森林施業の実施後の翌年度の初日から起算して10年間は皆伐を行わないものとする。

（事業の実行）

第4条 甲は、前条に定めるところにより、誠意を持って事業を行うものとする。

（森林への立入及び施設の利用）

第5条 甲は、第3条に定める事業の実施のために必要があるときは、対象森林に随時立ち入り又は甲以外の者を立ち入らせ、あるいは対象森林の土地及び対象森林内に設置された作業路その他の施設を使用し又は甲以外の者に使用させることができる。

（費用の負担）

第6条 事業に要する費用については、甲及び乙が協議のうえ決定する。

別記1 (9) [新設]

(災害等による損害)

第7条 協定の期間中に、火災、天災その他、甲の責めに帰し得ない事由により対象森林等に生じた損害及び第三者に生じた損害については、甲はその責任を負わない。

2 第3条に基づき実施した施業により、対象森林の林相が著しく変化したり、又は立木その他に損害が生じた場合にあっても、甲はその責任を負わない。

(協定に係る権利及び義務の継承等)

第8条 乙は、協定の期間中において対象森林等に地上権、質権、使用貸借による権利、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定（以下、「権利の設定」という。）をする場合又は対象森林等について売買、贈与、交換、出資等による所有権の移転（以下、「所有権の移転」という。）をする場合は、甲にその旨を届け出るものとする。この場合、乙は、権利の設定又は所有権の移転の相手方に、この協定に定める権利及び義務を承継させるものとする。

2 乙は、前項の規定による権利の設定又は所有権の移転に際して、この協定を解除する場合又は前項後段の規定による所有権の移転の相手方へのこの協定に定める権利及び義務の承継がなされない場合は、第3条の整備のために要した費用を甲に支払わなければならない。

3 乙は、協定の期間中に氏名又は住所に変更があった場合は、速やかにこれを甲に書面で通知するものとする。

(協定に違反した場合の措置)

第9条 乙が第3条第5項又は第8条第1項の規定に違反したときは、乙は甲の請求に従い、第3条のために要した費用の支払いに応じなければならない。

(特別の事情による協定の失効)

第10条 次の各号においては、この協定は、その全部又は一部についてその効力を失う。

(1) 対象森林等の全部又は一部が、公共用又は公益事業の用に供されるとき。

(2) 火災、天災その他当事者の責めに帰し得ない事由により、対象森林の全部又は一部が滅失したとき。

(その他)

第11条 この協定の運営に関し、その他必要な事項は甲、乙が協議のうえ、別に定める。

この協定の締結を証するため、協定書を2通作成し、甲、乙が記名・押印して、各自その1通を所持する。

令和 年 月 日

(甲) ○○市(町村)
○○市(町村)長 ○○ ○○ 印

(乙) 住所
氏名 ○○ ○○ 印

別記5

転用制限

森林所有者様

令和 年度に造林事業費補助金の交付決定通知があり、当該補助金を受領した施行地については、補助金交付の翌年度の初日から起算して下記による期間、当該施行地を森林以外の用途への変更や立木竹の全面伐採除去等（以下「転用等」という。）を行うことはできません。

なお、期間内に転用等の行為をしようとする場合は、あらかじめ知事に届け出てください。

記

- 1 特定機能回復事業の森林緊急造成、被害森林整備、
重要インフラ施設周辺森林整備及び林相転換特別対策（特定スギ人工林） 10年間
- 2 その他の森林整備 5年間

別記5

転用制限

森林所有者様

令和 年度に造林事業費補助金の交付決定通知があり、当該補助金を受領した施行地については、補助金交付の翌年度から起算して下記による期間、当該施行地を森林以外の用途への変更や立木竹の全面伐採除去等（以下「転用等」という。）を行うことはできません。

なお、期間内に転用等の行為をしようとする場合は、あらかじめ知事に届け出てください。

記

- 1 特定森林再生事業の森林緊急造成、被害森林整備及び
重要インフラ施設周辺森林整備 10年間
- 2 その他の森林整備 5年間

別記6 (1)

森林経営計画の作成に関する同意書

令和 年 月 日

(補助金交付者)
高知県知事 様

住所

氏名

私は、森林環境保全整備事業の補助金交付申請に当たって、次の事項について同意します。

1. 下記の申請箇所について、原則として当該申請時を含む年度の翌年度の初日までに森林経営計画の対象森林とすること。
2. 高知県知事^が、下記の関係市町村長に本同意書の記載内容を共有するとともに、下記の林班において森林経営計画を作成しようとする者がいる場合は、その者の求めに応じて本同意書を開示すること。

[省略]

注) [省略]

別記6 (1)

森林経営計画の作成に関する同意書

令和 年 月 日

(補助金交付者)
高知県知事 様

住所

氏名

私は、森林環境保全整備事業の補助金交付申請に当たって、次の事項について同意します。

1. 下記の申請箇所について、原則として当該申請時を含む年度の翌年度までに森林経営計画の対象森林とすること。
2. 高知県知事^は、下記の関係市町村長に^{対し}本同意書の^{写しを送付}するとともに、下記の林班において森林経営計画を作成しようとする者がいる場合は、その者の求めに応じて本同意書を開示すること。

[省略]

注) [省略]

別記6 (2)

森林経営計画の作成に関する同意書

令和 年 月 日

(補助金交付者)
高知県知事 様

住所
氏名

[省略]

1. [省略]
2. [省略]
3. 高知県知事が、下記の関係市町村長に本同意書の記載内容を共有するとともに、下記の林班において森林経営計画を作成しようとする者がいる場合は、その者の求めに応じて本同意書を開示すること。

(令和 年度 一四半期 補助金交付申請箇所) (単位: ha)

番号	市町村	林班	小班	申請面積

(林業事務所の確認欄 : 該当するものにチェックする)

- 上記箇所について、記載内容を関係市町村長に共有済みである。
- 上記箇所は、補助金交付申請時において、同一林班内又は上記申請箇所が含まれる林分で森林法施行規則第33条第2号ロに定める区域内に属地による森林経営計画が作成されていない、又は属人による森林経営計画が作成されているが、申請面積と合わせても計画が作成できないことについて、市町村等を通じて確認済みである。

注) [省略]

別記6 (2)

森林経営計画の作成に関する同意書

令和 年 月 日

(補助金交付者)
高知県知事 様

住所
氏名

[省略]

1. [省略]
2. [省略]
3. 高知県知事は、下記の関係市町村長に対し本同意書の写しを送付するとともに、下記の林班において森林経営計画を作成しようとする者がいる場合は、その者の求めに応じて本同意書を開示すること。

(令和 年度 一四半期 補助金交付申請箇所) (単位: ha)

番号	市町村	林班	小班	申請面積

(林業事務所の確認欄 : 該当するものにチェックする)

- [新設]
- 上記箇所は、補助金交付申請時において、同一林班内又は上記申請箇所が含まれる林分で森林法施行規則第33条第2号ロに定める区域内に属地による森林経営計画が作成されていない、又は属人による森林経営計画が作成されているが、申請面積と合わせても計画が作成できないことについて、市町村等を通じて確認済みである。

注) [省略]

別記7 [省略]

別記7 [省略]